

# 第63回 パートナースクール

毎号、パートタイマーさんの疑問にお答えする「パートナースクール」の開講です！今回は「労災」について説明をさせていただきます。各職場でも安全衛生委員会や朝礼等でも報告が行われていますが、毎月社内でも数件の労災事故が起きています。我々の身近でも発生していることですので、勉強してみましょう！



## 今回は社員も必見！！「労働災害（労災）」についての解説です！

**労働災害(労災)とは** 業務中や職場、通勤途中で発生した事故や災害により負傷すること

### 〈ベルクでの事例〉

#### 作業中

← 刺身の作業中に包丁が滑ってしまい、指を切ってしまった。

← フライヤーの油が飛んできて、左腕を火傷した。

#### 作業外

← 休憩室を出て、階段を下りて作業場に戻る際に、足を踏み外し、滑り落ちてしまい、全身打撲した。

#### 通勤途中 (通勤災害)

← 店舗裏の駐車場で路面凍結により、滑って膝から転倒し骨折した。

← 自転車で帰宅途中、バイクと接触して転倒して、打撲した。

※通勤途中の場合は自宅と職場の往復の際の災害が対象となります。寄り道をした場合や退勤スキャン後おおむね2時間以上経過後に発生した事故は通勤途中として認められない場合があります、労災(通勤災害)の対象外となることがありますので、注意しましょう。

## 労災事故が発生してしまったら…必ず上長(チーフ・店長等)に報告を！

軽微な怪我でも業務中に発生した場合は必ず上長に報告をしてください。軽微な怪我の場合、「こんな程度で迷惑を掛けたくない。」との思いから報告しないケースがありますが、報告が無いことによって会社が「労災隠し」と疑われ、後にトラブルとなることもあります。

また、医療機関で治療する必要がある場合は労災保険が適用されますので、必ず上長に報告してください。上長に報告が無い場合は労災保険が適用されませんので、ご注意ください。

## 労災防止策として 労災を意識することが大切です！

①慌てずに作業しましょう。

⇒作業中の労災事例は「急いでいて」「慌てていて」といった場面が多くなっています。

②決め事通りに作業する。

⇒決め事は安全に作業できるように策定されています。決め事通りの作業をしましょう。

③職場内で危険な箇所がある場合には上長に報告しましょう。

⇒作業場などで怪我が発生しそうな危ない箇所がありましたら、上司に報告してください。

④従業員同士で声を掛け合いましょう。

⇒声がけをすることで労災事故を防げることもあります。日ごろからコミュニケーションをよくとるようにしましょう。

